愛知県福祉サービス第三評価事業　評価結果

①第三者評価機関名

株式会社　中部評価センター	訪問調査日：平成30年1月24日（水）

②施設・事業所情報

名称：西尾市立寺津保育園		種別：保育所
代表者氏名：　田中　久美子		定員（利用人数）：１７０名　（１４３名）
所在地：　愛知県西尾市寺津町十三塚３９番地５		
TEL：　０５６３－５９－６４３９		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日　昭和３０年　６月　１日		
経営法人・設置主体（法人名等）：　西尾市		
職員数	常勤職員：１９名	
専門職員	（園長）　　１名	（調理員）　　4名
	（主査）　　１名	
	（保育士）２７名	
施設・設備の概要	（居室数）　　９室	（設備等）　乳児室・保育室
		遊戯室調理室・調乳室・医務室
		プール・防犯管理システム

③理念・基本方針

★理念
　すべての子どもにとってふさわしい生活の場を保障し、一人一人の子どもを尊重し、愛情豊かにはぐくみ、心身ともに健全に育つ基礎作りができるよう保護者とともに保育を進めます。

★基本方針
・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切にした愛情豊かな保育をする。
・子どもの相互の関係づくりや尊重する心を大切にし、豊かな人間関係の基礎を培う。
・職員の資質向上及び職員間の連携を図り、保育内容の充実に努める。
・保護者理解に努め、協力し合って子育てをする。

④施設・事業所の特徴的な取組

〇地域の行事に参加したり、地域の方と触れ合ったりして、人とのつながりを大切に保育を進めている。 ・地域の行事への参加…盆踊り、長寿を祝う会 ・異世代交流…宅老所、デイサービス訪問 ・地域の方との交流…お話し会（地区の民話）、和楽器コンサート、芋ほり ・小中学校との連携…行事参加や交流 ・作品展示…ふれあいセンターにて作品展示 〇しつけの3原則 ・あいさつができる子 ・「ハイ」という返事ができる子 ・履物をそろえることができる子 を保育園と家庭で取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成２９年７月１９日（契約日）　～ 平成３０年　５月１４日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	１　回　　　（平成２４年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点 ◆保育理念・保育方針の周知・認識 西尾市の保育理念に沿って作られた園独自の保育理念・保育方針を職員とともに見直し、表現をわかりやすくする等、職員並びに保護者に理解しやすいように努めている。表現を分かりやすくしたことにより、職員の保育活動で何をすべきかが明確となり、保育理念・保育方針に沿った保育サービスの提供が図られている。 ◆職員の改善意識 「保育にこれで良いは無い」という意識の下、職員が自主的に勉強会を開催する等、常に「子どもにとっての最善の利益」を目指して前向きに保育実践に取り組んでいる。各担任、年齢別、職種別、職員全体で役割や仕組みがはっきりしており、マニュアルや手順書等の見直しや意見・提案等が自主的に行われている。職員数が多く、職員の意識を同一の方向に向けることは容易なことではないが、職員が自身に与えられた役割を果たすことで園全体の活性化に繋がっている。 ◆子どもを尊重した関わり 一人ひとりの子どもに合った言葉をかけるように意識している。大きな声が聞こえてくることがなく、一人ひとりの子どもの近くに行って話をする努力が見られた。子どもの発する言葉を否定せずに受け応えしたり、子どものペースに合わせて急かせずに待ったりしている。忙しさや余裕のないときにも、不適切な対応が無いように気を配っている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定
　園運営に関する内部・外部の課題は園長も認識して対応を検討しているが、中・長期並びに単年度の事業計画に盛り込まれていない。中・長期計画には「将来あるべき姿」が認識でき、単年度計画では「将来のあるべき姿」を実現するために本年度行うべき事項の目標が認識できる計画となるように策定されることが望まれる。さらに、取り組みの進捗や達成度を評価・判定するための数値目標の設定も求められる。

◆保護者の意見の把握
　毎日の送迎時や懇談会等で意見の把握をしてはいるが、相談方法や相談相手を自由に選べる等の情報が保護者に伝え切れていない。また、長時間保育利用の保護者や祖父母が迎えにくる園児の保護者との連携についても一考を要する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

　第三者評価を受審するにあたり、職員で確認をしたり保育の振り返りをすることで、新たな気づきがあり課題を見つけることができました。課題から改善に向けて行っていくことを話し合い明確にしていくことで、職員一人ひとりが意識を持って取り組めるようにし、保育の質や園運営の向上につなげていきたいと思っています。

⑧第三者評価結果

　別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（別添）

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1　理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-(1)　理念、基本方針が確立・周知されている。			
	Ⅰ-1-(1)-①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	ⓐ・b・c
評価機関のコメント			
西尾市の保育理念に沿って策定された園独自の保育理念・保育方針を、職員とともに検討して策定している。保護者へは、分かりやすい表現とする等、理解・認識しやすいように作り直し、事前説明会や入園式・総会等で保護者へ広報している。保護者アンケートでは9割近い保護者が認識しており、周知・認識はできている。職員とともに明文化しているため、日常保育においても理念・方針に沿った保育が実践されている。			

Ⅰ-2　経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-(1)　経営環境の変化等に適切に対応している。			
	Ⅰ-2-(1)-①　事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	ⓐ・b・c
評価機関のコメント			
社会福祉事業全体の動向については、市の子ども課をはじめ園長会や施設長会で情報を得ている。園独自で地区の0～6歳児の人口推移等を収集して情報交換している。公立園のため園独自の対応は制限されるが、情報交換の中で近隣地区の状況や園庭開放利用者の数、事前説明会等の参加人数の情報等を提供している。			
	Ⅰ-2-(1)-②　経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a・ⓑ・c
評価機関のコメント			
園運営に関する内部の課題（職員不足・職員の質的向上・施設設備の改修等）や外部の課題（地域交流・災害対策等）について、園長が把握して対応している。各課題については市の園長会等でも検討し、得た情報は職員会議等で職員にも伝えられている。明確にした経営課題は優先順位をつけて対応しなければならないため、中・長期の事業計画に盛り込み、それを単年度の事業計画に落とし込んで取り組むことが望まれる。			

Ⅰ-3　事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-(1)　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	Ⅰ-3-(1)-①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a・ⓑ・c
評価機関のコメント			
中・長期計画は「将来のあるべき姿」に近づけるための課題の明確化とそれを解消するための実行計画を策定した計画である。現在、明確となっている諸課題に対し優先順位をつけ、3年後・5年後等のスパンで目標（到達点）を設定することにより、実施すべき事項が明確となってくる。その実施すべき事項（活動）を、単年度の事業計画に具体的に落とし込んでいくことが望まれる。			

	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画は、各活動事項に分けて個別の年間計画となっている。個別の年間計画は、実行可能な具体的な内容で実施状況の把握はできているが、評価がなされず、次年度への計画につながっていない。単年度の事業計画は数値目標等を設定し、その活動状況を評価・分析できるようにして、次年度への活動へつなげていくことが望まれる。			
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
個別の年間計画の活動状況は、実施後に必ず職員会議等で評価・見直しを行っているが、正規職員等の一部職員に留まり、他の職員へは議事録等での周知となっている。時間的な制約はあるが、園長・主査だけではなく多くの職員の参画を図り、計画や実施状況の把握や評価を行い、次の活動に繋げていくことが望まれる。			
	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
事業計画は、保育・行事に関する事項を中心に、その目的や個別計画の概要を事前説明会や入園式、父母の会の総会等で説明し、具体的な内容は園通信等を利用して書面で配布している。事業計画の説明は、年間の行動計画の説明に留まらず、保護者の関心や関連があると思われる内容を加える等、工夫していくことが望まれる。			

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
	Ⅰ-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
「保育の質の向上」のため、行事毎に職員会議で反省会を行い、改善に努めている。職員個々に関しては保育指導案に従って、保育内容についての計画・実行・評価を行っているが、見直し・改善にはつながっていない。園長の考える「保育の質の向上」について、各職員が自己評価を行い、主査・園長の評価を加えて本人にフィードバックする等、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みをしていくことが望まれる。			
	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
５年振りの第三者評価を受審するにあたり、自己評価を行って取り組むべき課題を明確にした。その明確化した課題を、単年度の事業計画に取り込んで活動していくことが望まれる。また、個人評価については、自己評価に加えて主査・園長の適正評価を加え、本人にフィードバックし改善につなげていくことが望まれる。			

評価対象Ⅱ　組織の運営管理

Ⅱ-1　管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1)　管理者の責任が明確にされている。			
	Ⅱ-1-(1)-①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
市が監修した「職員のあり方マニュアル」に管理者並びに職員の役割・権限が明記され、職員採用時に説明するとともに、職員会議等で確認している。管理者不在時や事故・災害時の権限移譲に関しても文書化するに留まっている。避難経路や緊急時連絡網と一緒に、文書化した権限移譲文書を掲示する等、職員への周知を図ることが望まれる。			
	Ⅱ-1-(1)-②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
遵守すべき法令・指針等は一覧表にまとめられ、把握されて毎年見直しも行われている。保育関連法令に限らず労働関連法令・個人情報関連法令等の研修・セミナーにも参加し、職員会議で職員にも周知を図っている。一覧表化している関連法令以外にも園運営に関して遵守すべき法令・指針等が多くあるので、幅広く情報収集して理解を深めることが望まれる。また、関連法令の改定に伴うマニュアル改定の必要性等の検討・実施も望まれる。			
Ⅱ-1-(2)　管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	Ⅱ-1-(2)-①　保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
2ヶ月に1回、保護者アンケートを実施し、保護者の意見を取り込んで保育の質の向上に努めている。アンケートには「子どもが楽しんで保育園に来ているか？」をモニタリング項目として評価・分析を行っている。職員の研修・教育については、自主研修を含め誘い掛けを行っている。			
	Ⅱ-1-(2)-②　経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
園長が経営品質マネージャーとして業務の実効性向上に向けて取り組んでいる。市の職場診断アンケートを実施し、結果を評価・分析して課題の把握に努めている。課題は職員会議で周知しているが、計画的な改善への取り組みには至っていない。課題は優先順位をつけ、業務の実効性を高めるための改善策を職員も含めて継続的に検討し、対応していくことが望まれる。			

Ⅱ-2　福祉人材の確保・育成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1)　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
	Ⅱ-2-(1)-①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
年1回開催される市の運営懇談会に要望を出し、人材確保に努めている。人員配置（クラス担当）については、本人希望を確認した上で園長・主査で検討して決めている。しかし、長時間担当職員や障害児担当職員等の不足が懸念されている。人材確保、定着につながる人材育成に関しても事業計画に盛り込み、若手の職員や実経験の少ない臨時職員の育成・研修等を積極的に行っていくことが望まれる。			
	Ⅱ-2-(1)-②　総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
「期待する職員像」については、職員会議等の機会を得て職員に伝えている。職員は、職務に関しては市の「能力取り組みシート」に目標を設定し、年2～3回の面談を実施して評価をフィードバックする仕組みとなっている。正規職員だけの取り組みとせず、対象外となっている臨時職員に対しても「能力取り組みシート」を利用する等して、正規職員と同じような人事管理ができる仕組みの検討が望まれる。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

一昨年からメンタルヘルスチェックを行い、中・高ストレス者には専門家のカウンセリングが受けられる仕組みが構築されている。必要に応じて残業要請は行うが、オーバーワークにならないように配慮し、メンタル面で気になる職員には声をかける等してフォローしている。指定休の取得や有給休暇の取得促進にも努めている。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「成績評価シート」を利用し、職員全員が個人目標を設定して取り組んでいる。定期的に個別の面談を実施し、目標達成の進捗状況の確認を行っている。設定する目標自体に職員それぞれでばらつきがあり、複数の目標設定でも同じ活動であったり、努力目標になったりしている。設定する目標に「保育の質の向上」「園への貢献」「自己啓発」等のテーマを与え、進捗状況の確認や評価ができるように数値目標を設定する等の工夫が欲しい。

Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

新任職員は新任研修の他、年3回の指導保育士による実践研修を行う等、年間の教育計画に沿った教育・研修を行っている。外部で開催される研修やセミナーに積極的に参加要請したり、園内研修として自主研修を開催する等、職員の保育の質の向上に向けた教育・研修が行われている。

Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

職員一人ひとりの教育・研修の機会は確保されているが、参加希望者が多いときは希望する研修・セミナーに参加できない場合もある。研修・セミナーに参加した際には職員会議で研修報告を行うとともに、研修内容の再認識の機会としている。研修・教育は参加するのが目的ではなく、その教育・研修を保育に活かすことであり、研修受講後に受講内容を活かした活動目標を明確にできるように工夫することが望まれる。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

実習生の受け入れに関しては受入マニュアルに沿って、事前に職員会議で実習計画や注意事項等の連絡を行い、職員間での共通理解を図っている。1週目は、子どもの発達過程を見るため0歳児から年長クラスまで1日ずつ実習し、2週目は実習生の希望を確認して実習を行っている。実習終了後は振り返りを行い、実習生受入担当職員の教育・研修も行っている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

各行事後には保護者アンケートを実施し、自由意見について回答できる内容についてはアンケート結果と一緒に伝えている。また、地域の各種会議に参加した際には、地域に園の活動を知ってもらうために保育理念や基本方針を説明するとともに、リーフレットを配布している。今後は、近隣のふれあいセンター等の地域施設にリーフレットや園通信等を常設してもらい、園の活動を広く地域に発信していくことが望まれる。

Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「職員のあり方マニュアル」で役割・責任並びに権限が明記されおり、マニュアルに沿った予算執行が行われている。年2回、「予算執行点検マニュアル」に従った自己点検を行い、適正な予算実行・事務処理を確保している。年度末に行う備品点検や3年に1回の市の監査を受け、内部不正防止に努めている。予算執行点検チェックや年度末の備品点検を行う前に、改めて役割・責任並びに権限の再確認を行う等、ルールの周知を図ることが望まれる。

Ⅱ-4　地域との交流、地域貢献

			第三者評価結果
Ⅱ-4-(1)　地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

地域の保育園であることを認識し、地域とは積極的な交流に努めている。園内では地域ボランティアの協力を得て地域の民謡や民話の語り部、園外では長寿を祝う会に参加したり高齢者施設を訪問する等、各年齢に合わせた取り組みを行っている。これらの地域交流は始まったばかりのものも多く、園の恒例行事として定着させようと考えている。

Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「人とのふれあい、つながりを広げる」ためボランティアの受入マニュアルが作成され、園行事の手伝いや絵本の読み聞かせ等、保育のお手伝いとして受け入れている。学校教育への協力として小・中学生の職場体験や大学生の保育実習の受け入れを行っている。新任消防署員のコミュニケーション研修も受け入れている。受け入れに際しては、事前に職員会議で職員へ周知するとともに、注意事項や疑問点等を討議・確認しておくことが望まれる。

Ⅱ-4-(2)　関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

園を取り巻く関係機関は一覧表にまとめて明文化され、職員会議等で周知している。関係機関とは必要に応じて連絡を取り、連携する体制となっている。連絡を取った内容については職員間で共通認識とするよう図っているが記録として残されていない。関係機関とやり取りした内容は記録を取り、継続的な対応ができるように努めることが望まれる。

Ⅱ-4-(3)　地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

子育て支援サークルを月に2回開催し、地域の未就園児を持つ保護者が集える場所を提供し、参加した保護者からの相談等にも対応している。また、延長保育等においては、保護者が安心して就業できる環境作りに努めている。現在の保育資源を活用した地域貢献活動を継続していくとともに、災害時における保育所としての資源や機能の地域還元も考慮している。

Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

主任児童委員や小学校関係者とは定期的に話し合いを行い、地域の福祉ニーズの把握に努めている。また、年度末には子育て支援サークルの参加者にアンケートを取り、そのニーズの把握を行う予定である。地域の福祉ニーズの把握には児童委員や学校関係者の他、未就園児の保護者、在園・卒園者の保護者、民生委員等、広く情報収集が必要となる。様々な機会を捉え、積極的な情報交換をしていくことが望まれる。

評価対象Ⅲ　適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1　利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重した保育の実施について、事業計画に記載している。保護者へは入園式や保護者総会、行事等の機会をとらえて説明をしている。職員の共通理解は職員会議等で実際の保育場面について報告したり、話し合うことで確認しているが、会議に参加しない職員は会議録に目を通すに留まっている。事業計画等の資料を用いて勉強会を行い、全職員が同じ意識で理解することが望まれる。			
	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
子どものプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護に関するマニュアルが整備され、職員・保護者に周知しているが、職員全員が同じ意識で理解できているとは言い切れない。プール時や身体測定等の着替え場面では、男女で着替え室を分けたり、カーテンを閉める等の保育の工夫は行われている。不適切な事案が発生した時のイメージも抽象的な把握に留まっていることを含め、職員全員が共通理解するための取り組みが期待される。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報提供のツールとしてリーフレットが作成され、市役所に設置されている。リーフレットは保護者の欲しい情報が何なのかを毎年、職員会議で話し合う等、見直しもされている。利用・見学希望の保護者には、園長と主査が園内見学の案内役を務め、丁寧な説明を行っている。			
	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者へは「重要事項説明書」を基に、入園・進級式で園長が説明して同意を得ており、同意書も取っている。新入園児の保護者には、入園説明会でも説明をしている。外国籍の保護者も多く、英語やポルトガル語、イスラム語等での説明には、市役所職員の通訳やローマ字記入、ひらがなルビを振る等で個別に対応している。			
	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
「転園児の書類について」の手順と引継ぎ文書を定め、市内転園先に資料を送付し保育園の継続に配慮している。市外転園や退園の保護者には相談窓口や園庭開放・行事等の誘いを口頭で伝えているが、内容を記載した文書を渡すことも望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足度の把握は送迎時の会話や懇談会、2ヶ月に1度の保護者アンケートで行われている。保護者からの意見は朝礼や職員会議で話し合われ、回答に時間を要する事案についても即日に何らかの返答をしている。保護者アンケートについては園長・主査が中心となって分析をし、職員会議で話し合う等の対応をしている。保護者へのフィードバックについて、確実に行う仕組みづくりが求められる。			

Ⅲ-1-(4)　利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-①　　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

苦情解決の体制は整えられていて、「重要事項説明書」や「苦情解決マニュアル」に記載され、保護者にも説明している。体制の内容として市役所、園長、主査が窓口や解決担当者となっているが、第三者委員の設置はされていないため、保護者が苦情を申し出しやすいかは疑問が残る。苦情になる前の意見の把握を送迎時やアンケート等で行っているため、苦情としての取扱いはない。

	Ⅲ-1-(4)-②　　保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

保護者からの相談や意見については「重要事項説明書」や「入園のしおり」に記載されていて、入園・進級時に保護者に説明している。保護者アンケートからは、送迎時等で日常的に相談できているという意見が多かった。職員に関する相談は園長や主査が受けているが、相談方法や相談相手を自由に選択できるような取り組みが望まれる。相談スペースは職員室やホールの一角を相談内容によって確保している。

	Ⅲ-1-(4)-③　　保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

保護者からの意見は送迎時や懇談会等で把握していて、朝礼、職員会議で話し合い対応している。保護者からの意見は「育児相談月報」に記録している。意見箱は職員室横に設置されているが、保護者が園庭から直接送迎を行う現状から考えると、設置場所に再考の余地があり、意見箱が有効に活用されているとは言い難い。

Ⅲ-1-(5)　安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-①　　安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「安全管理マニュアル」が整備され、毎年４月にマニュアルを基に研修が行われている。市内の事故疾病事例報告を基に、自園で気をつけていく点について職員会議で話し合い、共通理解をしている。事故報告については朝礼や職員会議で行われている。ヒヤリハットに関しては、報告と報告書への記入で留まっているため、ヒヤリハット報告書を使っての職員の意識向上が望まれる。

	Ⅲ-1-(5)-②　　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「感染症ガイドライン」が作成されている。感染症発生時には朝礼で職員周知し、症状や対処法と共に掲示し、保護者へも伝えている。養護担当職員（保育士）が中心になり、月に一度は各部屋に配置されている嘔吐処理セットの点検も行っている。ガイドラインは、年に一度、見直しをしている。

	Ⅲ-1-(5)-③　　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「災害時対応マニュアル」、防災計画、避難訓練計画等の文書が作成されている。津波災害が想定される園なので、津波災害の避難訓練も小学校へ実際に避難して行う等、園が置かれている状況把握もされている。備蓄リストが作成されていて、食品の賞味期限等も把握しやすくしてあるが、管理者の明記がなかったり、備蓄品の取り出しやすさ等についても課題を残している。さらに、地域と連携した防災訓練も望まれる。

Ⅲ-2　　福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1)　提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(1)-①　　保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「重要事項説明書」は職員全員に配付してあり、各マニュアルも抜粋して職員に配付していて、それをもとに保育が実施されている。文書化された標準的実施方法を活用し、全員が同じ文書を基に研修や勉強会を行うことで、職員への周知をされたい。標準的実施方法に基づいた保育がされているか確認する仕組みについても構築することが望まれる。

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「重要事項説明書」や各マニュアルの見直しについては、年に一度、各年齢で検討されたことを職員会議で報告し、職員全体で話し合う仕組みになっている。職員会議で話し合われた提案や意見は反映されているが、保護者からの意見は反映できる仕組みが明確にはなっていないため、標準的実施方法に明記することが望まれる。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市で統一された様式に従い、入園前にアセスメントが行われ、「家庭状況調査票」で生活状況等を把握している。特別な支援が必要とされる子どもには心理士によるアセスメントが行われ、個別の支援計画の策定が行われている。個別懇談が行われ、保護者のニーズを3歳未満児の指導計画策定に活かしている。

	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「指導計画策定手順」が定められ、計画の作成や実施までの手順が記されている。指導計画は定期的に見直し、評価した結果を次の指導計画に反映させている。評価、見直しについても、手順や時期、保護者ニーズへの意識、保育の質の向上への課題が意識できるよう、文書に明記することが望まれる。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもの発達状況や生活状況等は朝礼や職員会議等で情報共有している。保育の実施状況は「記録要領」を基に個別の指導計画や「児童記録票」等に適切に記載されている。記録内容や書き方に差異が生じないよう、主査が個別に指導を行っている。

	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

「個人情報保護規定」により、子どもの記録の保管や廃棄、職員への周知、保護者への説明がされている。個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策はされているが、起きたときの対処に関しては規定されていない。

A－1　保育内容

				第三者評価結果
A－1－(1)　保育課程の編成				
	A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント				
保育課程は「児童憲章」や「児童に関する権利条約」等の趣旨をとらえて編成されている。保育課程編成の流れの職員周知や年に一度行われる見直しの話し合いは、園内の仕組みに則って行われているが、十分な話し合いがされているとは言い難い。家庭の状況や地域の実態については、数値的な分析がされていない。				
A－1－(2)　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育				
	A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
各保育室には温・湿度計が設置され、適切な状態で保育されている。必要に応じて空き部屋や遊戯室を利用する等、子どもがくつろいで生活できる場を確保している。3歳未満児の保育室には畳が敷かれていて、昼寝の際には床の冷たさが緩和されている。建物は古いが採光を工夫する等で明るい雰囲気が作られている。				
	A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
子どもが発する言葉を否定せずに受け応えたり、子どものペースに合わせて急かせずに待ったり、保育士の声の大きさ等、一人ひとりの子どもの発達や状況に応じて保育するように心がけている場面が多くみられた。忙しさや余裕のないときにも、不適切な対応が無いように気を配っている。				
	A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
手洗いの手順、持ち物の片づけ場所や方法、スモックのたたみ方の図での表示等、視覚で生活習慣が身につけられるような工夫がある。手洗い場のすぐ横にタオルや歯磨きセットが配置されている等、子どもの動線の工夫も見られる。				
	A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	ⓐ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
子どもが遊びたい遊びを選ぶことができるよう、各保育室にはコーナーが設置されている。園庭や遊戯室の使用時間を調整して、異年齢児が関われる時間も作っている。芋掘りや長寿を祝う会、高齢者施設への訪問、和楽器演奏、園外散歩等で地域の方との関わりも積極的に行っている。				
養護と教育				
	A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ b ・ c
評価機関のコメント				
非該当				
	A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1･2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ⓑ ・ c
評価機関のコメント				
探索活動、自我の育ち、基本的な生活習慣等、一人ひとりの子どもの発達状況に合わせて個別に関わったり、2～3名のグループで関わる場面を持ったりしている。情緒面の安定や安全面での考慮のため、異年齢の子どもや保育士以外の大人とのかかわりの機会は、積極的には持ってはいない。				

	A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

年齢ごとに子どもが自分で遊びを選べるような環境が設定されている。行事等、全体での話し合いが行われる保育については他年齢の保育内容の把握がされているが、日々の保育内容については把握できていないこともある。保育の継続、保育の積み重ねという視点から、他年齢の保育内容の共有も意識されたい。

障害のある子どもの保育

	A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

障害の診断を受けている2名を含め16名の園児について加配保育士を配置している。医療機関との連携、心理士による巡回相談、障害児担当による園内研修での講話や事例検討、職員会議での共通理解等は、個別の指導計画作成への反映や保育園全体での統合保育となっている。

長時間にわたる時間

	A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

延長保育担当職員が家庭やクラス担任と連携をしている。子どもの状況に合わせて、職員室で過ごせるような配慮もしている。日中の保育室を利用しているため、子どもが家庭的でゆったりと過ごす環境を作り出しにくい状況ではある。日中の保育との継続性も考慮した保育が望まれる。保護者との連絡は「長時間連絡簿」を基に口頭で行っているが、迎えが祖父母の場合にはうまく連絡できていないこともある。

小学校との連携

	A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

出前授業、入学説明会、マラソン大会の応援、学芸会リハーサルの見学等、小学校との連携をとったり、1月の懇談会で就学に向けての話をする等、保護者も子どもも小学校生活への見通しが持てるような取り組みがある。保小連絡会で園児の状況について話し合う機会もあり、障害児を含めて個別に配慮が必要な子どもについても密に連絡をとっている。

A－1－(3) 健康管理

	A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「健康管理マニュアル」、保健計画が作成され、健康診断結果、保護者からの情報、日々の健康観察等での子どもの健康状態の把握がされ、情報の共有は職員会議で行われている。乳幼児突然死症候群予防のための睡眠時チェックは15分ごとに行われている。

	A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

健康診断、歯科健診の結果は紙面にて保護者に伝えているが、尿検査の結果を求める声が保護者アンケートにあった。園医による歯磨き指導やフッ化物洗口が行われている。市で作成した「保健だより」を毎月配布し、日常生活に活かせるようにしている。「保健だより」は、子どもの健康面での家庭との連携に一役買っている。

	A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

アレルギー除去食への対応は医師の診断の下、「生活管理指導票」を提出してもらい、保護者と担任、調理員、園長もしくは主査とでアレルギー懇談を行った上で実施している。アレルギー除去食対応児は全て、専用の色別の食器を使用し、誤食を予防している。職員のアレルギー疾患や慢性疾患等についての知識や技能の習得は、研修参加者による研修報告で職員への周知が図られている。

A－１－（4） 食育、食の安全

A⑮ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

行事食を中心に食事を楽しむ工夫がされている。園庭から直接各保育室への送迎のため、サンプルケースの設置はないが、保護者が出入りする門にその日の食事の写真を掲示している。５歳児には、保健師による栄養指導や食育チャレンジ等、食に関心が持てる取り組みが行われている。保護者から希望があれば献立レシピを渡している。

A⑯ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

嗜好調査や日々の給食日誌から調理に工夫をしてはいるが、献立は市で統一されているため、献立自体を大幅に変更することができない。調理員が子どもの食事の様子を見て、調理の工夫に反映することがあるが、一緒に食事をしたり、子どもの話を聞く機会はほとんどない。「衛生管理マニュアル」に基づいて衛生管理が行われ、県の食品衛生指導監査も受けている。

A－２ 子育て支援

第三者評価結果

A－２－（1） 家庭との緊密な連携

A⑰ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

３歳未満児には連絡帳があり、連絡帳と口頭で連携をとっている。３歳以上児は送迎時に口頭で連携を図っているが、保護者アンケートから長時間保育利用や祖父母が迎えにくる保護者の中には連携が取れていないと感じている人もいる。保育参加や保育参観、懇談会等の機会も設けていて、懇談会の内容は保育の記録に記すようにしている。

A－２－（2） 保護者等の支援

A⑱ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

毎日の送迎時に職員から積極的にコミュニケーションをとり、信頼関係を築くようにしているが、長時間保育利用の保護者には十分とは言えない状況である。保護者からの相談は内容により担任のみならず主査や園長が対応する体制も整えられている。相談内容については「育児相談月報」に記録しているが、連絡帳や送迎時の会話での相談についても記録していけるよう検討されたい。

A⑲ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

現在、虐待を疑われる子どもがいないため、マニュアルの読み合わせや見直しに留まり、意識が低くなっている部分がある。ネグレクトや身体の直接的な虐待のみならず、経済的状況による虐待や職員の言葉による虐待等、マニュアルを基に職員研修で意識の低下を防ぐことが望まれる。

A－３ 保育の質の向上

第三者評価結果

A－３－（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A⑳ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ⓑ ・ c

評価機関のコメント

指導計画の評価・反省をもって職員の自己評価としている。クラス運営や子どもへの保育についての評価に留まらず、目標管理と併用した自己評価を行うことで、保育園全体の保育の質の向上を意識されたい。